

奈良県告示第二百九十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第一項の規定により、令和六年一月一日次のとおり遊漁規則を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、これを省略し、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

奈良県知事 山下 真

別紙のとおり

漁業権者		漁業権の免許番号	遊漁規則の施行の日
名称	住所		
十津川村漁業協同組合	吉野郡十津川村重里	奈内共第1号 奈内共第2号	令和6年1月1日
五條市漁業協同組合	五條市今井1丁目	奈内共第3号 奈内共第14号 奈内共第15号	同上
天川村漁業協同組合	吉野郡天川村沢谷	奈内共第4号 奈内共第5号	同上
下北山村漁業協同組合	吉野郡下北山村上池原	奈内共第6号 奈内共第7号 奈内共第8号 奈内共第9号 奈内共第10号	同上
上北山村漁業協同組合	吉野郡上北山村河合	奈内共第8号 奈内共第9号 奈内共第10号	同上
野迫川村漁業協同組合	吉野郡野迫川村北股	奈内共第11号 奈内共第12号 奈内共第13号	同上
吉野漁業協同組合	吉野郡吉野町飯貝	奈内共第16号 奈内共第17号	同上
川上村漁業協同組合	吉野郡川上村迫	奈内共第18号 奈内共第19号 奈内共第20号 奈内共第21号 奈内共第22号 奈内共第23号 奈内共第24号	同上
黒滝川漁業協同組合	吉野郡黒滝村中戸	奈内共第25号	同上
津風呂湖漁業協同組合	吉野郡吉野町河原屋	奈内共第26号 奈内共第27号	同上
東吉野村漁業協同組合	吉野郡東吉野村小	奈内共第28号	同上
月ヶ瀬漁業協同組合	奈良市月ヶ瀬月瀬	奈内共第29号 奈内共第30号	同上

(次頁に続く。)

波多野漁業協同組合	山辺郡山添村大西	奈内共第29号 奈内共第30号 奈内共第31号	同上
五月川漁業協同組合	三重県伊賀市予野	奈内共第29号 奈内共第30号	同上
御杖村漁業協同組合	宇陀郡御杖村菅野	奈内共第32号 奈内共第39号	同上
布目川漁業協同組合	山辺郡山添村桐山	奈内共第33号 奈内共第34号	同上
豊里漁業協同組合	山辺郡山添村大西	奈内共第35号	同上
室生漁業協同組合	宇陀市室生大野	奈内共第36号 奈内共第37号	同上
宇陀川漁業協同組合	宇陀市榛原檜牧	奈内共第37号	同上
曾爾村漁業協同組合	宇陀郡曾爾村今井	奈内共第38号	同上
大和川水域河川漁業協同組合	磯城郡川西町唐院	奈内共第40号	同上
白川溜池漁業協同組合	天理市和爾町	奈内共第41号	同上